

## 2013 因幡地域「ノルデ運動（ノーマイカー通勤）チャレンジ」事業実施要項

## 1 目的

「ノルデ運動」は、バス、鉄道、タクシーなどの公共交通をみんなで利用し、守って行こうという行政と住民との協働の取り組みです。

「ノルデ運動」の柱である「ノーマイカー通勤」は、日々の通勤をマイカー利用から人と環境にやさしい自転車通勤や公共交通の利用へ転換するよう官民連携で取り組むことで持続可能な公共交通体系を構築するとともに、あわせて地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減や住民の健康増進を図ることを目的としています。

## 2 実施主体

生活交通確保に係る地域協議会東部分科会（行政（県、東部市町）、バス事業者等）

【事務局】県交通政策課

（共催）鳥取市生活交通会議、智頭町バス交通対策協議会、八頭町地域公共交通会議、若桜町地域公共交通会議、岩美町地域公共交通会議

## 3 協賛団体等

鳥取商工会議所、鳥取市(東・西・南)・智頭町・八頭町・若桜町・岩美町の各商工会  
民間企業

## 4 実施区域

鳥取県東部の因幡地域（鳥取市 岩美町 八頭町 若桜町 智頭町）

## 5 実施期間

平成25年9月17日（火）～ 9月30日（月） 2週間

（※参考 9月20日はバスの日、10月14日は鉄道の日）

## 6 実施概要

事業所毎にマイカーやバイクを使用せず、路線バス、JR、他車への相乗り、自転車、徒歩による通勤にチャレンジしていただきます。

- マイカーやバイク通勤者が、「路線バス」及び鳥取市内100円循環バス「くる梨」を乗り継ぐ場合、期間中は参加者特別運賃を設定します。（事前に参加証の交付手続きが必要となります。）

※特別運賃適用路線は日ノ丸バス・日本交通が運行しているバス路線及びその経路内を運行している乗り合いタクシー路線となります。（詳細についてはお尋ねください。）

## (1) ノーマイカー通勤 特別運賃

ノーマイカー通勤参加登録者について、通勤経路内（鳥取県東部域内）の路線バス運賃を特別運賃とします。

- 路線バス 片道 200円（上限）

(鳥取市南部地域については、幹線便を 200円、支線便を 100円)

(その他の地域については、200円)

※ 障がい者の方は半額となります。

○100円循環バスくる梨 (路線バスを乗り継ぐ場合のみ) 無料

●路線バス以外の自転車通勤や相乗り乗車、公共交通利用による「ノルデ運動」への参加も呼びかけしています。

## 7 参加登録

(1) 参加を希望する企業・団体・行政等 (以下「参加事業所」という。) は、業務に支障のない範囲で自主的に参加を募っていただきます。(強制ではありません。)  
登録方法は、別紙「参加登録票」(様式は、事業所等の所在市町の役所ホームページで取得できます。) に必要事項を記入の上、各市町交通担当課 (別紙) まで FAX または、メールにて提出ください。

●参加の登録期限は、8月30日(金)までです。

(2) ノルデ運動 (ノーマイカー通勤) 参加証の交付

①ノーマイカー通勤参加登録申し込み時にバス利用の参加予定者には「ノルデ運動 (ノーマイカー通勤) 参加証」(以下「参加証」という。) を配布します。

(※事務局から事業所宛てに送付しますので、対象者へ配布してください。9月上旬)

②事業所がバス参加対象者へ「参加証」を配布する際に、その参加対象者がマイカー通勤者であるかの確認をお願いします。マイカー通勤者であれば「参加証」に事業所名を記載の上、配布してください。(※事業所名の記載は、その事業所がマイカー通勤者であることを証明するものです。)

③バス通勤をされる方は「参加証」へ自宅最寄りのバス停名と勤務地最寄りのバス停名の記入をしてください。記入されたバス停間 (県東部の通勤区間) のみノーマイカー通勤特別運賃が適用されます。

## 8 ノーマイカー通勤の方法

(1) この運動に参加登録された事業所で、マイカー通勤している方が対象です。

(2) 参加者は、実施期間中の3日以上を目標に、実施方法に記載した通勤手段で実践してください。

(3) バス利用の方法

①路線バスから降りるときに運転手へ「参加証」を掲示し、運賃をお支払いください。

(前項6実施概要 (1) 特別運賃を参考)

②くる梨については提示のみで利用できます。

## 9 実績報告

実施後、実施日数や通勤手段等の実績報告をお願いします。

参加事業所は、以下の内容を取りまとめ、所在地の交通担当課まで提出してください。

### ●参加状況

別紙「参加状況票」（様式は、別紙ホームページアドレスで取得できます。）に参加日及び通勤手段を記入の上、10月10日までに提出ください。

## 10 その他

参加事業所は、所在地の各役所ホームページで公表します。

### 【問合せ先】

〈全般的な問合せ先〉

- ・鳥取市役所 交通政策課 (☎ 0857-20-3257 fax 0857-20-3048)  
Mail : kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp  
ホームページ : <http://www.city.tottori.lg.jp>

〈登録に関する問い合わせ先〉

- ・智頭町役場 企画課 (☎ 0858-75-4112 fax 0858-75-1193)  
Mail : kikaku@town.chizu.tottori.jp  
ホームページ : <http://www1.town.chizu.tottori.jp>

- ・八頭町役場 企画課 (☎ 0858-84-1227 fax 0858-84-2818)  
Mail : yazu-kikaku@town.yazu.tottori.jp  
ホームページ : <http://www.town.yazu.tottori.jp>

- ・若桜町役場 企画財政課 (☎ 0858-82-2231 fax 0858-82-0134)  
Mail : kikaku@town.wakasa.tottori.jp  
ホームページ : <http://www.town.wakasa.tottori.jp>

- ・岩美町役場 企画財政課 (☎ 0857-73-1412 fax 0857-73-1569)  
Mail : kikaku@iwami.gr.jp  
ホームページ : <http://www.iwami.gr.jp>

〈地域協議会東部分科会事務局〉

- ・鳥取県 交通政策課 (☎0857-26-7641 fax0857-26-8107)  
Mail : koutsuuseisaku@pref.tottori.jp  
ホームページ : <http://www.pref.tottori.lg.jp>

(例)FAX:20-3048(送付文は不要です)

2013因幡地域「ノルデ運動(ノーマイカー通勤)チャレンジ」参加状況票(事業所用)

事業所名			
所在地		〒 -	
担当者		所属部署名: 氏名:	
電話番号		FAX	E-mail
9月のノー残業デー実施日(あれば記入)			

9月のノーマイカー通勤実施について、お聞きします。

参加日ごとに交通手段を記入欄に番号でご記入ください。

交通手段		1:バス 2:JR 3:車への相乗り 4:家族の送迎 5:自転車 6:徒歩 7:その他																
No.	氏名	通勤距離	ノーマイカーデー参加状況記入欄															
1		マイカー片道距離	参加日	9/17 (火)	9/18 (水)	9/19 (木)	9/20 (金)	9/21 (土)	9/22 (日)	9/23 (月)	9/24 (火)	9/25 (水)	9/26 (木)	9/27 (金)	9/28 (土)	9/29 (日)	9/30 (月)	
		通勤距離(km)	(記入例)	出勤時 (通勤時)	1	-	2	-	3	4	-	5	-	3	-	6	-	3
		km	交通手段	出勤時														
2		通勤距離(km)	参加日	9/17 (火)	9/18 (水)	9/19 (木)	9/20 (金)	9/21 (土)	9/22 (日)	9/23 (月)	9/24 (火)	9/25 (水)	9/26 (木)	9/27 (金)	9/28 (土)	9/29 (日)	9/30 (月)	
		km	交通手段	通勤時														
		km	交通手段	退勤時														
3		通勤距離(km)	参加日	9/17 (火)	9/18 (水)	9/19 (木)	9/20 (金)	9/21 (土)	9/22 (日)	9/23 (月)	9/24 (火)	9/25 (水)	9/26 (木)	9/27 (金)	9/28 (土)	9/29 (日)	9/30 (月)	
		km	交通手段	通勤時														
		km	交通手段	退勤時														
4		通勤距離(km)	参加日	9/17 (火)	9/18 (水)	9/19 (木)	9/20 (金)	9/21 (土)	9/22 (日)	9/23 (月)	9/24 (火)	9/25 (水)	9/26 (木)	9/27 (金)	9/28 (土)	9/29 (日)	9/30 (月)	
		km	交通手段	通勤時														
		km	交通手段	退勤時														
5		通勤距離(km)	参加日	9/17 (火)	9/18 (水)	9/19 (木)	9/20 (金)	9/21 (土)	9/22 (日)	9/23 (月)	9/24 (火)	9/25 (水)	9/26 (木)	9/27 (金)	9/28 (土)	9/29 (日)	9/30 (月)	
		km	交通手段	通勤時														
		km	交通手段	退勤時														
6		通勤距離(km)	参加日	9/17 (火)	9/18 (水)	9/19 (木)	9/20 (金)	9/21 (土)	9/22 (日)	9/23 (月)	9/24 (火)	9/25 (水)	9/26 (木)	9/27 (金)	9/28 (土)	9/29 (日)	9/30 (月)	
		km	交通手段	通勤時														
		km	交通手段	退勤時														
7		通勤距離(km)	参加日	9/17 (火)	9/18 (水)	9/19 (木)	9/20 (金)	9/21 (土)	9/22 (日)	9/23 (月)	9/24 (火)	9/25 (水)	9/26 (木)	9/27 (金)	9/28 (土)	9/29 (日)	9/30 (月)	
		km	交通手段	通勤時														
		km	交通手段	退勤時														

※交通手段「その他」の方は、具体的な交通手段を記入欄へ記入ください。

※参加できなかった日は、「-」もしくは空欄としてください。

なお、報告いただいた内容は、本目的以外には使用しません。

各町で編集

提出先 鳥取市交通政策課(鳥取市生活交通会議事務局)  
〒680-8571 鳥取市尚徳町116 TEL:0857-20-3257 FAX:0857-20-3048 E-mail:kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp

(例)FAX:20-3048(送付文は不要です)

2013因幡地域「ノルデ運動(ノーマイカー通勤)チャレンジ」参加登録票(事業所用)

事業所名				
所在地	〒 -			
担当者	所属部署名: 氏名:			
電話番号		FAX		E-mail
参加者	No.	氏名	住所地	参加時の通勤手段(予定) (※複数選択可)
	1		市町	バス・JR・徒歩・自転車・他車への相乗り
	2		市町	バス・JR・徒歩・自転車・他車への相乗り
	3		市町	バス・JR・徒歩・自転車・他車への相乗り
	4		市町	バス・JR・徒歩・自転車・他車への相乗り
	5		市町	バス・JR・徒歩・自転車・他車への相乗り
	6		市町	バス・JR・徒歩・自転車・他車への相乗り
	7		市町	バス・JR・徒歩・自転車・他車への相乗り
	8		市町	バス・JR・徒歩・自転車・他車への相乗り
	9		市町	バス・JR・徒歩・自転車・他車への相乗り
10		市町	バス・JR・徒歩・自転車・他車への相乗り	
参加人数	人			
事業所名の公表	可・不可			

※通勤手段(予定)欄は、予定している手段に○をつけてください。

「路線バス」を利用する方には、「ノルデ運動(ノーマイカー通勤)参加証」を実施前に、事業所宛てに郵送します。

バス降車の際、運転手に掲示しないと特別運賃での利用ができませんのでご注意願います。

参加登録票は、8月30日(金)までにご報告ください。

なお、報告いただいた内容は、本目的以外には使用しません。

提出先は各町で編集

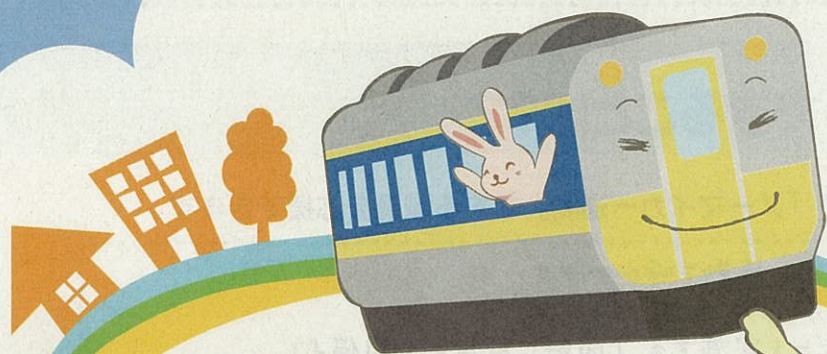
提出先  
鳥取市交通政策課  
(鳥取市生活交通会議事務局)  
〒680-8571 鳥取市尚徳町116  
TEL:0857-20-3257 FAX:0857-20-3048  
E-mail:kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp

因幡地域

かしこく使ってお得に実践!

# 2013 ハルデ運動を 実施します!

2013年  
9月17日<sup>(火)</sup>~9月30日<sup>(月)</sup>



鉄道

徒歩



自転車

マイカーは、たまには  
おうちでお留守番。



バス

参加事業所  
募集中!  
(8月30日まで)



## ノルデ運動ってなに??

「ノルデ運動」とは、バス・鉄道・タクシーなどの公共交通をみんなで利用し、守っていこうという行政と住民の協働の取り組みです。(乗るで→ノルデ)

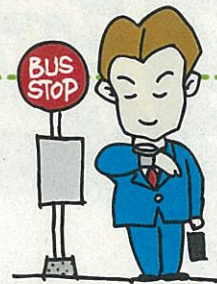


## なにをするの??

「ノルデ運動」の柱である「ノーマイカー通勤」にチャレンジしてみましょう！  
普段の通勤をマイカー利用から、人と環境にやさしい自転車通勤や公共交通の利用へ、少しずつでも転換することを進めています。

たとえば、こんなことがノーマイカー通勤

- ・JRやバスなどの公共交通で通勤してみる
- ・徒歩や自転車で通勤してみる
- ・自宅から最寄の駅やバス停まで車で行き、そこからJRやバスを利用する「パーク&ライド」を試してみる
- ・職場の仲間と「あいのり」してみる



## 事業所でなにかできることは??

事業所では、例えば次のような方法で「ノーマイカー通勤」をする職員を応援できます。

- ・決まった日や曜日にノーマイカー通勤を呼びかける
- ・実施の前日は社内放送やメールで呼びかける
- ・ノーマイカーデーにノーマイカーデーを実施する（同時に飲み会を開催♪）
- ・事業所の敷地に駐輪スペースを設ける
- ・通勤手当を工夫して、ノーマイカー通勤者が「増える」仕組みをつくる



## 参加事業所の登録について

ノルデ運動に参加する事業所は、8月30日までに参加登録手続きが必要です。

詳しくは各市町・県のHPで

# ノルデ運動 実施期間中の特典

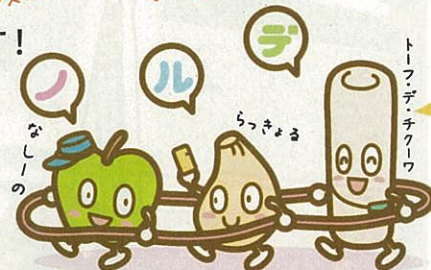
期間  
9月17日～9月30日

期間中、参加登録者は日ノ丸、日交のバス路線が特別運賃になります！

- ◆お降りの際、乗務員へ参加証を提示すると、県東部の路線バスが乗降1路線につき**上限200円**に！
- ◆路線バスと乗り継ぐ場合、鳥取市南部支線が**100円**に、100円循環バスくる梨が**無料**に！

《対象》県東部（鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町・智頭町）に所在する事業所

私たちは鳥取市公共交通利用促進  
マスコットキャラクターの「ノルデーズ」です☆  
よろしくお願ひします♪



お問い合わせ：事業所所在地の市町役所交通担当課／

全般的なお問い合わせ：鳥取市役所交通政策課

TEL：0857-20-3257

FAX：0857-20-3048

地域協議会東部分科会事務局：鳥取県庁交通政策課

TEL：0857-26-7641

FAX：0857-26-8107